

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年4月4日 06時30分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市御前崎南南東方沖 御前崎灯台から真方位170° 16.8海里付近 (概位 北緯34° 19.1′ 東経138° 16.9′)
インシデントの概要	遊漁船第二隆星丸は、航行中、機関が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年5月29日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第二隆星丸、7.3トン（長さ13.04m） SO2-5371号（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力387.61kW、回転数毎分 2,230、6気筒、ボア104mm、使用燃料軽油 第282-19515号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、釣り客8人を乗せて航行中、主機が停止して運航不能となった。</p> <p>船長は、原因を調査したが特定できず、航行不能と判断して118番通報を行い、救助を要請し、間もなく来援した巡視船にえい航された。</p> <p>機関修理会社担当者は、本インシデント後、主機を調査したところ、燃料フィルターに水分が混入していたので、燃料タンクを開放点検し、水分が混入していることを認め、主機が運転中に燃焼不良を起こして停止したと判断した。</p>
分析	<p>本船は、燃料タンクの点検が行われていない状態で航行中、燃料タンクに水分が混入していたことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、燃料補給時に給油口を開けた際、外気が混入し、その後結露等によって燃料タンク内に水分が混入した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、燃料タンクの点検が行われていない状態で航行中、燃料タンクに水分が混入していたため、主機の運転がで

	きなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 燃料タンクは定期的に内部点検し、燃料に水分の混入がないことを確認すること。